

情報と知財立国

東京大学法学政治学研究科教授

中山 信弘

PROFILE

東京大学教授、産業構造審議会委員（経済産業省）、文化審議会委員（文化庁）、工業所有権審議会委員（特許庁）、関税・外国為替等審議会委員（財務省）、知的財産戦略本部員（内閣官房）



1

はじめに（知財立国への道のり）

現在ほど知的財産制度が注目されている時代はなく、マスコミに知的財産関連の記事が載らない日はないといっても過言ではない。そして知的財産法は新司法試験科目にも加えられ、2004年に開校された全てのコースで知的財産法は重要な先端課目として開講されている。また、多くの企業においても知的財産が企業戦略の中心になりつつある。

中でも重要なのは政府の動きである。2002年2月に小泉純一郎総理は国会における施政方針演説で、「知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進する」と述べた。総理の施政方針演説で知財の問題が扱われたのは明治以来これが最初である。この施政方針に従い、2002年2月25日に内閣に知的財産戦略会議を設置することが決定され、3月には小泉総理を本部長とする「知的財産戦略会議」が設けられた。戦略会議は起草委員会を設け、短期間に集中審理をした結果、2002年7月3日に「知的財産戦略大綱」を発表した。戦略会議は総理の私的諮問機関であり、その結論である大綱は法的な拘束力を持つものではないが総理を本部長として全閣僚を本部員とした会議での結論であり、しかも成立までには関係官庁と議論をした結果作成されたものであるため、この大綱が今後のわが国の知的財産政策の基本となった。大綱には知的財産基本法の立法化が記載されており、2002年12月には同法が成立した。同法は内閣に「知的財産戦略本部」を設置する旨の規定があり、それによって2003年3月には正式機関として総理を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置された。そして

2003年7月には今後の知的財産政策として「知的財産推進計画」が作成され、この計画は毎年見直されることになっており、毎年「推進計画」が発表されている。これは安倍内閣においても継承され、「知的財産推進計画2007」が発表された。

2

知財立国の意味

以上のような政府の華々しい動きはあるが、そのような表面的な現象だけを見ていては、この本質を見誤る恐れがある。現在のこの現象は、情報化という大きな歴史の流れの中の一幕であり、この時代の潮流の中で、知的財産制度改革という現象を把握する必要がある。

現在の知的財産が注目を浴びている最大の理由は、情報化の進展にある。知的財産とは財産的情報であり、知的財産法とは財産的情報保護法である。情報化時代においては、情報そのものが価値を有し、情報が取引の対象となるようになってきた。

そこで情報の特色とは何かという点の検討が必要となる。情報は元来が誰でも自由に利用できる公共財的性質を有しており、人類共通の財としての性格を有している。しかも情報の最大の特質は、容易に模倣・改変できるという点にある。それ故、情報は放置すれば模倣が蔓延し、新たな情報創作へのインセンティブが無くなることを意味している。そこで情報への創作意欲を高めるために、情報を創作した者にご褒美として、その情報の独占的使用権を認める必要があり、そのシステムが知的財産法である。つまり、知的財産法は公共財である情報を私的な財に変え、情報の豊富化を図るためのシステ

ムであると言えます。

特許制度は、国家の支出を最小限に抑え、企業の発明意欲を引き出し、その評価はマーケット自体が行うというものであり、「人類最大の発明は特許制度である」といわれる所以である。そして情報化が進展に比例して知的財産保護制度が重要になることは時代の流れといえよう。情報の豊富化こそが今後の国家にとって必須であり、その政策実現のための道具が知的財産法である。つまり知財立国とは情報立国の意味であることを忘れてはならない。

現在、知的財産制度の大改革が進行中であり、具体的には知的財産法に止まらず、民訴法、裁判所法、関税法、信託業法等にまで及ぶ広範囲なものであるが、その華やかな法改正という現象のみに目を奪われては、このの本質が見えない。真に重要なことは、このような法改正を通じ、実は経済社会だけではなく、社会全体の構造も大きく変化しつつあり、その結果、人の意識まで大きく変化しているという点である。つまり生活のあらゆる側面において情報化の波に洗われており、法改正はその大きな流れの一現象である。

これは単に情報の財として価値が高まるという経済問題に限定されるものではなく、形がないものに対する人の意識が変わり、それはひいては生活様式の変化にも繋がる大きな変革といえよう。要するに、これは単に知的財産の世界の話ではなく、社会全体が情報化へと大きく舵を切っているということである。この変革は、戦争や暴力革命とは異なり、表面的にはドラスティックなものではないが、後世、大きな社会的な革命と評価されるであろう。

現在進行中の「知財立国」の動きとは、この大きな情報化の流れの一つであり、多くの法改正もその一駒に過ぎず、現在の知的財産制度の変革を、大きな流れの中で把握することが大切である。

3

知財立国の落とし穴

情報化時代の到来と共に、知的財産の保護システムがますます重要性を増してくることは時代の趨勢であるということは理解できたと思う。しかし、それは単に知的

財産法を強化すれば済むという単純な問題ではない。全ての制度には光と影があり、知的財産制度の強化にも、当然マイナス面も伴うということを忘れてはならない。

知的財産権は情報の創作者に独占権を保証することにより開発へのインセンティブを与えようとする制度であるが、独占には必ず弊害が伴う。その負の側面を補いながら、知的財産制度を健全に発展させなければならない。具体的には、独禁法を強化することも必要であろうし、また知的財産法自体に権利を制限するシステムをビルトインさせることも必要である。そして最近では、契約により、お互いに自由利用の世界を作ろうというコモンズという考え方（例えばOSS＝オープン・ソース・ソフトウェアや、スタンフォード大学のレッシグ教授の提唱にかかるCC＝クリエイティブ・コモンズ）が発生し、注目を集めている。従来からの知的財産権の発想は、創作者に独占権という餌を与えることにより開発へのインセンティブを与え、その結果社会全体の厚生を最大化を図るというものである。それに対してコモンズは逆の発想であり、情報を独占することにより他を排斥することは発展の妨げになるという考え方から、むしろ情報を共有して社会全体の厚生の増大化を図ろうとするものである。このプロ・パテント時代において、コモンズのような考え方は従来にない発想であり、今後が注目される。

情報化時代の到来と共に、知的財産を強化しなければならない側面のあることも確かであり、知的財産制度を強化しないと、21世紀に伸びることが予想されるコンテンツ・ビジネスの芽を摘むことにもなりかねない。他方、強化に伴う副作用についても眼を背けてはならず、要は「強化と抑制」、つまり両者のバランスを取る必要があることを忘れてはならない。近年のプロ・パテントの傾向のなかで、強化の側面だけが前面に躍り出て、抑制の側面が忘れがちであるが、注意しなければ、社会のバランスある発展は望めないであろう。

いずれにせよ、知的財産制度だけが突出して発展する社会などは考えられない。知的財産制度はそれ自体で独立して存在するものではなく、他の社会の諸制度と有機的な関連をもって存在しているのであり、常に全体を見渡す目が必要となる。社会全体とのバランスを保ちながら、知的財産制度を発展させてゆくことが望まれる。